

運賃等の協議について

○主な改正点

現行

①地域公共交通会議（道路運送法施行規則第9条の3）

構成員

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

協議運賃は地交会議で協議

改正後

①地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条の2）

構成員

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

②協議会（運賃等）（道路運送第9条第4項）

構成員

- ・市町村（又は都道府県）
 - ・協議運賃を定めようとするバスorタクシー事業者
 - ・住民意見代表者（市町村又は都道府県が指定）
 - ・地方運輸局長
- ※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

※市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会等の措置

※公聴会以外の方法について

- ①パブコメ
- ②市政広報誌
- ③自治会への説明会 及び 業界団体を通じた事業者説明

上記①②③のいずれかを実施する

改正のポイント

①路線新設等の場合

「地交会議」と「協議会（運賃等）」とで協議を行う必要がある。

②連続して協議を行う場合

「協議会（運賃等）」の構成員となっていない地公会議の構成員には退室してもらう必要がある。

協議会（運賃等）について

1. 概要

- ・ 従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、独禁法に抵触しない形で協議を行うために設置される
- ・ 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議

2. 開催方法

- ・ 独禁法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別のかたちで開催する必要がある
- ※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合、地域公共交通会議構成員を退室又は別室で協議を行うなど同一に協議しないように留意が必要
- ※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

3. 協議運賃の協議にあたり、市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会その他の措置を行う必要

- ・ 公聴会とはあくまで法令上の例示にすぎないため、代わりにその他の方法での意見の聴取でも可能

(例) ※ () 内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
- ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
- ③自治会への説明会（住民、利用者）
- ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

公聴会を開催しない場合、最低でも上記①と②はいずれかを実施、上記③と④は併せて実施